

継続事業評価調書
【交通安全施設事業】

一般県道 明石高砂線
(高砂市高砂町藍屋町)
交差点改良事業

県土整備部
土木局 道路保全課

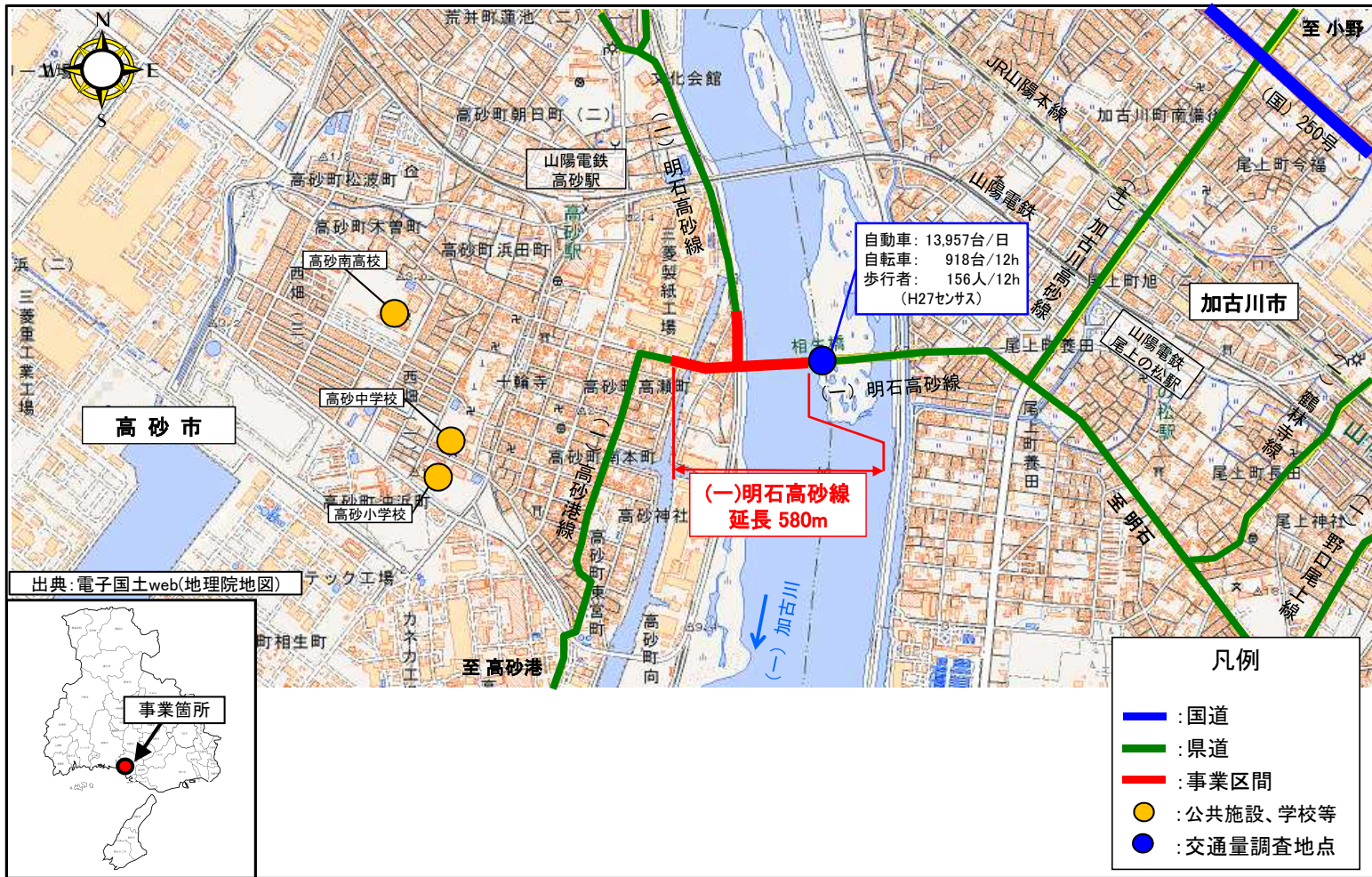
投資事業評価調書（継続：再評価）

部課室名	県土整備部土木局 道路保全課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	道路保全課長 山田 弘 (保全班長 多田 孔充)	内線	4389 (4399)
事業種目	交通安全施設事業	新規評価年度	平成 21 年度	現計画	新規評価時点
事業名	交通安全施設等 整備事業 (一)明石高砂線	事業採択年度	平成 22 年度	総事業費	27 億円
		着工年度	平成 22 年度	内地補償費	5 億円
				完成予定年度	平成 34 年度
事業区間	高砂市高砂町藍屋町			進捗率 (内地補進捗率)	18% (62%)
				残事業費	22 億円
事業の目的			事業内容 ()新規評価時点		
<p>○渋滞交差点の解消 相生橋西詰交差点は、朝夕の時間帯を中心に交通渋滞が発生している。そのため、右折レーンを設置するなど交差点の改良を行い、渋滞の解消を図る。</p> <p>○安全な歩行者・自転車通行の確保 当事業箇所は、高校生等を含む自転車通行が多いにもかかわらず、歩道及び路肩が狭く、危険な状況となっている。南側橋梁を歩行者・自転車専用とすることで歩行者・自転車の安全を確保する。</p>			<p>【延長】交差点改良 580m (400m) 【構造規格】4種2級 (4種2級) 【計画幅員】車道 12m [全幅 22.88m] (車道 10.6m [全幅 16.58 m]) 【現況交通量 [H27 センサス]】 自動車：13,957 台/日 (14,131 台/日) 自転車：918 台/12h (541 台/12h) 歩行者：156 人/12h (146 人/12h) 【負担割合】 国：55%、県：45%</p>		
事業を取り巻く 社会経済情勢 等の変化	<p>①当事業箇所は、高砂臨海部の工業地帯への主要なアクセスルートであるが、特に朝夕の通勤時間帯で著しい渋滞が発生している。</p> <p>②通学生（高砂中学校、高砂南高校）を含む自転車利用が多いが、歩道や路肩が狭く、自転車通行が危険な状況である。</p> <p>【新規評価時点からの事業計画・総事業費・工期の変更概要】</p> <p>①交通量調査の結果、橋梁上で必要となる交差点改良延長を約110m延伸する。</p> <p>②当初は、別事業の橋脚補修工事で設置する仮橋を活用して施工する計画であったが、当該現場で想定していた仮橋による施工方法が河川占用許可条件を満たせなかったため、既設の橋面上より施工可能な工法に変更する。</p> <p>③工区境付近の物件移転を円滑に進めるため、相生橋西詰交差点西側の終点位置について見直しを行う。</p> <p>④橋梁上の改良延長の増加、施工方法の見直しに伴う橋梁形式の変更、西側終点位置の見直し、詳細検討の結果による用地補償範囲の追加に伴い、工事費が約17億円、用地補償費が約2億円増額する。</p> <p>⑤用地取得の遅れにより、相生橋拡幅工事が平成30年度着手となることから、完成予定年度を平成34年度に変更する。</p>				
進捗状況	<p>①相生橋拡幅に必要な現道の迂回路工事が完成し、平成30年度末までに、相生橋上部工拡幅工事、橋脚拡幅工事を発注予定。</p> <p>②残りの区間についても、用地買収、物件補償を推進し、その他工事を順次実施。</p>				
評価視点	評価結果の説明				
審査会意見 (H21)及び 対応方針	【審査会意見】 新規着手妥当 意見なし		【対応方針】 —		
(1)必要性	<p>①相生橋西詰交差点は、臨海部の幹線道路である(一)明石高砂線と(一)高砂港線等が交差しており、朝夕の通勤時間帯に著しい渋滞が発生している。</p> <p>②県の「新渋滞交差点解消プログラム」に位置づけられている。</p> <p>③高砂高校、高砂南高校の通学経路であるが、歩道幅が狭く、自転車利用者は車道にはみだして通行するなど自転車、自動車が輻輳し著しく危険な状況にある。</p>				
(2)有効性 ・効率性 (執行環境状況)	<p>①右折レーン設置による交差点改良により渋滞が解消される。</p> <p>②歩行者と自転車の通行空間の確保により、安全が確保される。</p> <p>③用地補償の理解を得ており、地元の協力体制等の事業執行環境は整っている。</p> <p>④河川管理者との調整は完了しており、速やかに工事着手できる状況である。</p>				
(3)環境適合性	①歩道舗装には、雨水が地中に浸透する透水性舗装を採用し、地下水涵養を図る。				
(4)優先性	<p>①相生橋西詰交差点は、「新渋滞交差点解消プログラム」に位置づけられている。</p> <p>②歩道や路肩が狭いことから、通学児童や自転車通学生徒が危険な状況であり、高砂市の「通学路交通安全プログラム」にも位置づけられている。</p> <p>③高砂市や地元住民からも早期整備を望む強い要望がある。</p>				
再評価 の結果	継続	理由	<p>本事業の必要性は事業採択時と変わっておらず、「新渋滞交差点解消プログラム」や「通学路交通安全プログラム」に位置づけられ、事業執行環境が整っていることから継続して事業を実施する必要がある。</p>		

事業進捗状況概要図（継続：再評価）

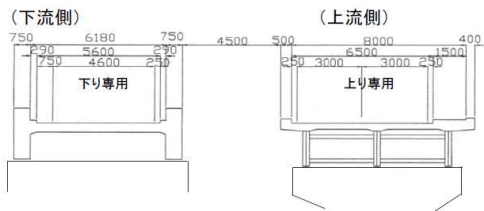


位置図

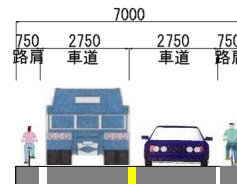


横断面

現況横断面図



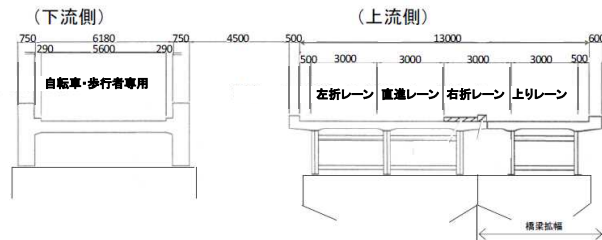
<一般部>*



※ 一般部は今回追加した区間

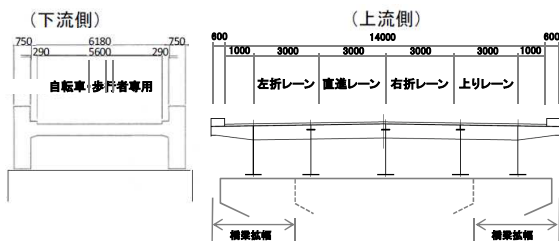
計画横断面図(新規評価時点)

<橋梁部>

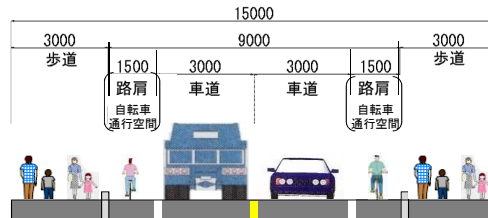


計画横断面図(今回評価時点)

<橋梁部>



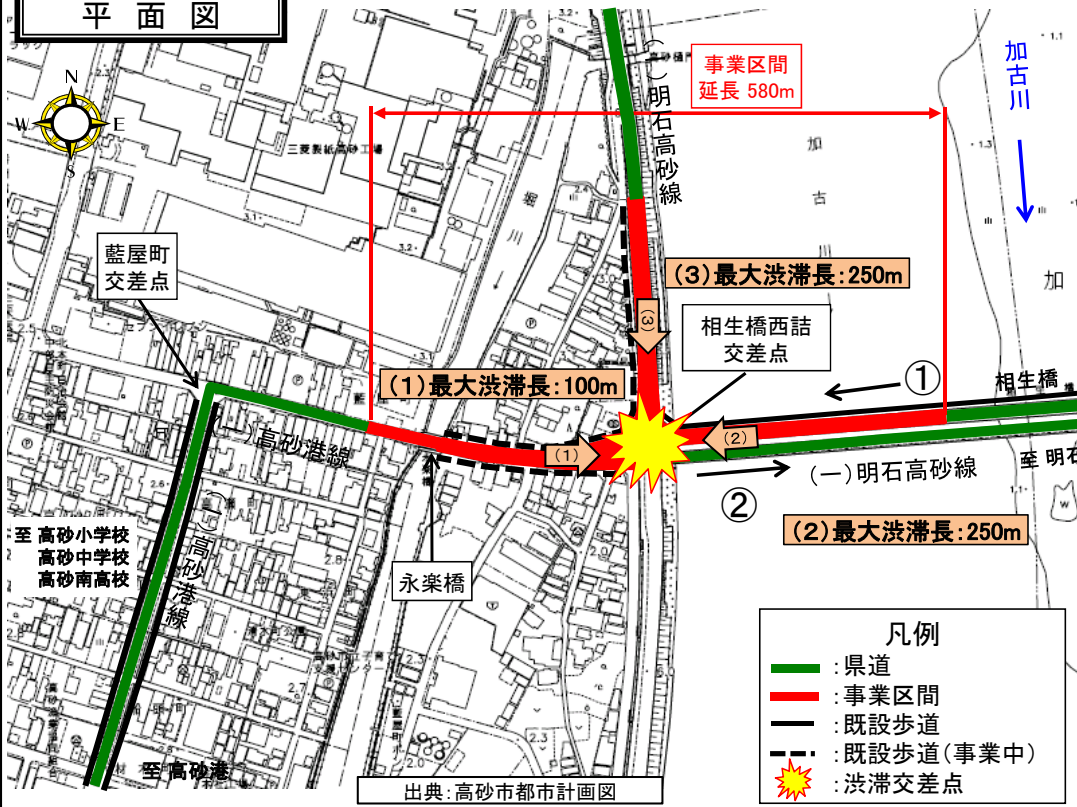
<一般部>*



事業の必要性①

・相生橋西詰交差点は、通勤及び帰宅時間帯の朝夕に渋滞が発生しており、県の渋滞交差点解消プログラム及び国の主要渋滞箇所に位置づけられているため、付加車線を設置し、渋滞の解消を図る必要がある。

平面図



現況写真

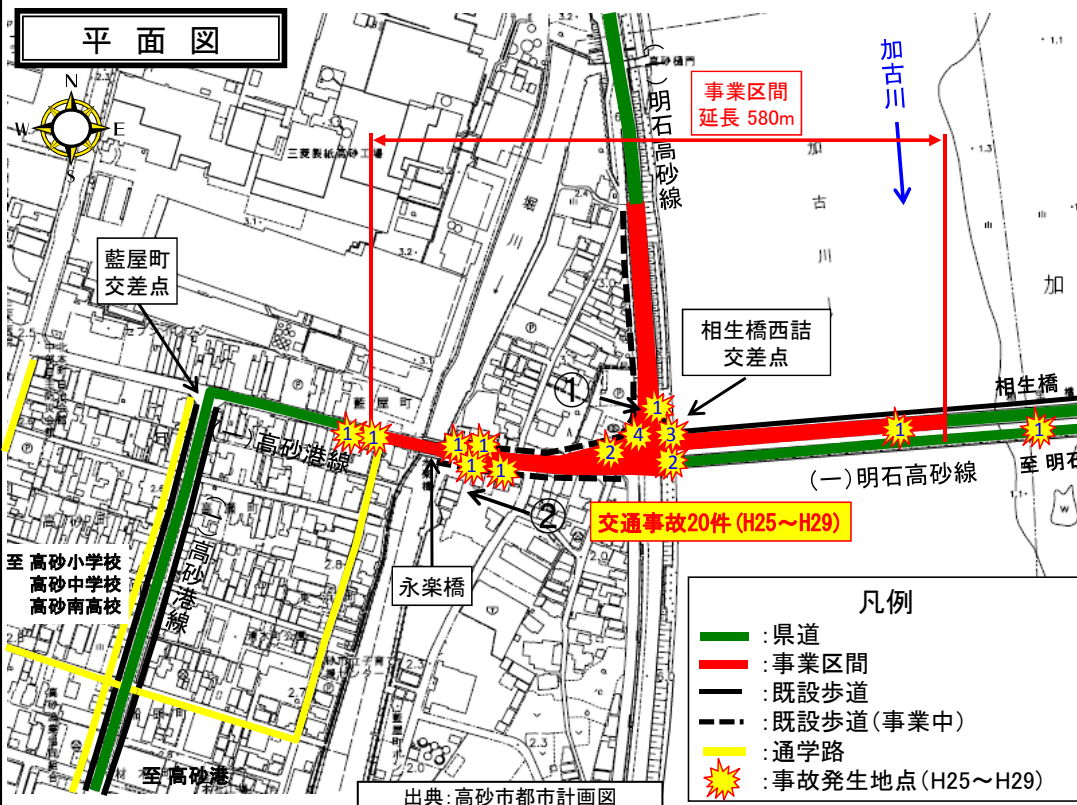
渋滞の発生状況



事業の必要性②

・歩道及び路肩が狭く通学生(高砂中学校、高砂南高校)を含む自転車利用者(918台/12h)が危険にさらされている。
・通学路交通安全プログラム、自転車ネットワーク計画に位置づけられており、早期整備が必要。

平面図



現況写真

幅員が狭く通勤・通学自転車危険

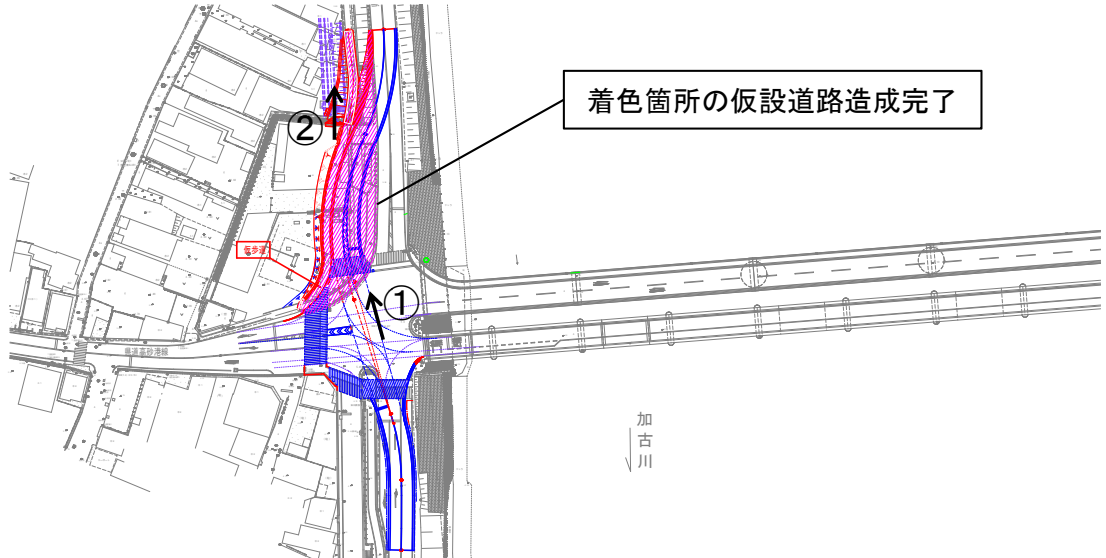


当初計画及び実施・計画工程

■ : 当初計画
■ : 実施・計画

	工程												
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
測試	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
用地補償		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

進捗状況



①



②

